

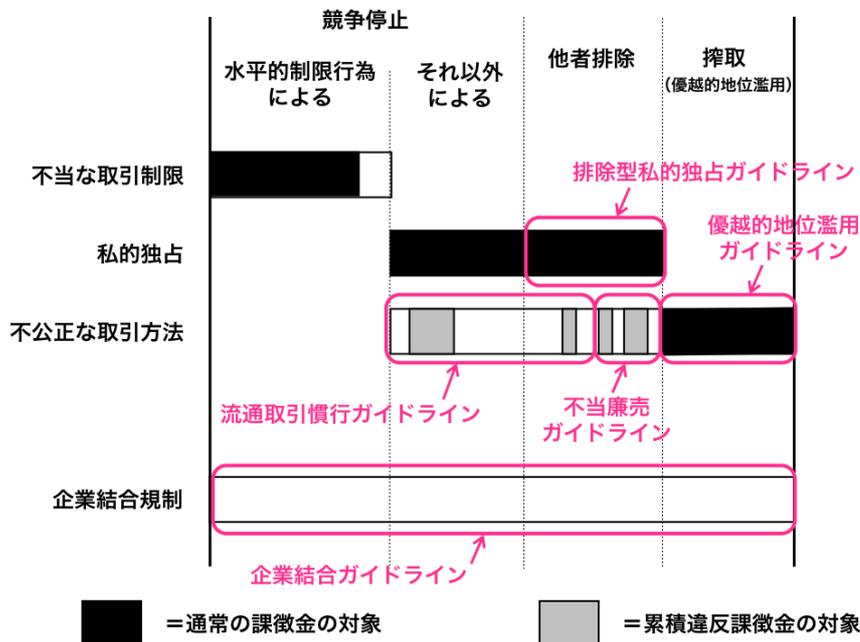
独禁法の概要

(1) 用語の整理

- ・ 競争法 competition law
 - 反トラスト法 antitrust
- ・ 独禁法
- ・ 経済法

(2) 独禁法違反行為の4類型

- 競争停止
 - ・ 水平的合意
 - ハードコア
 - 非ハードコア
 - ・ 垂直的制限
- 他者排除
- 搾取 = 優越的地位濫用
- 企業結合



(3) 独禁法違反要件の整理

- ・ 行為要件
 - 各違反類型ごとに異なる

- ・ 弊害要件
共通
市場において正当化理由なく反競争性をもたらす
- ・ 因果関係
未開拓。事例増加。

(4) 法執行（エンフォースメント）

- ・ 平時
- ・ 被疑事件
公取委
刑事
- ・ 企業結合審査
- ・ 民事裁判

(5) 法改正の状況

- ・ いずれも法執行の改正
- ・ 昨今の状況
未施行の改正なし
改正の予定なし
- ・ 最近の改正
平成 25 年改正
平成 28 年改正
令和元年改正

(6) YouTube

- ・ 大学の講義の基本部分を一般公開
このセミナーでは、さらに簡潔な基本的説明・最新を含む事例解説・質疑応答
- ・ 独禁法の一次資料の調べ方

I ハードコアカルテル（基本的説明）

1 ハードコアカルテルとは

- ・ 水平的合意のうち
価格に関するもの
価格に明確に影響するもの（業務提携等を除くイメージ）
- ・ 課徴金の対象となる

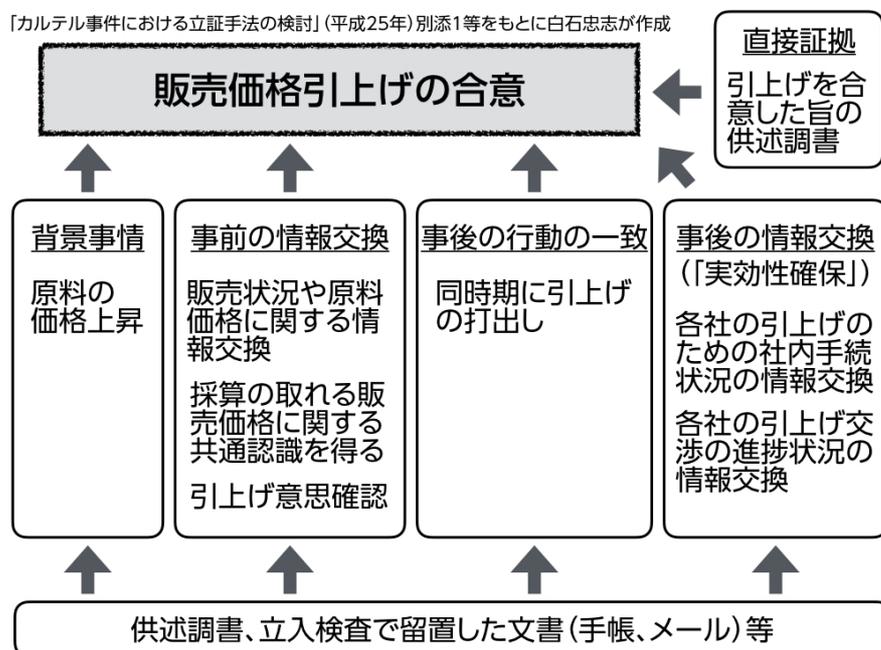
- ・ 場合によっては刑罰の対象となる
- ・ 条文は2条6項
業務提携等と共有

2 違反要件

- ・ 行為要件の成否が焦点
合意 = 意思の連絡
- ・ 弊害要件・因果関係は、通常の事例では、自動的に満たすとされる

3 合意（意思の連絡）の立証構造

「カルテル事件における立証手法の検討」(平成25年)別添1等をもとに白石忠志が作成



II 地域医療機能推進機構が発注する医薬品の事例

○特徴

- ・ 「合意」の成立が争われていない
- ・ 全て出てくる（刑罰・課徴金減免制度）

1 ハードコアカルテル事件の流れ

・ 刑事事件

- 犯則調査・捜査（減免申請）
- 告発・起訴 → 行政事件

刑事判決

・行政事件

立入検査（減免申請）

刑事事件先行の場合は異なる

排除措置命令・課徴金納付命令

2 公表資料から読み取れること

- ・ 1社のみ、告発起訴を免除
- ・ 平成 28 年入札は 50%減額が存在
- ・ 罰金の半額を課徴金減額（法定）

刑事判決がまとめて 1 件なので、公取委命令もまとめて 1 件

3 排除措置命令書の読み解き

- ・ 2つの行為

参考見積価格に係る情報交換

受注予定者の決定等の受注調整

- ・ 後者のみ違反、両者について命令
- ・ 5 頁の「合意」の記載
- ・ 藤本製薬
- ・ 3 頁の主文第 5 項

宮城県に所在する医薬品卸売業者に対する件（平成 14 年 1 月 21 日勧告審決）

4 刑事判決

- ・ 入札談合事件なので「拘束し、遂行することにより」と書いている
- ・ 量刑において

薬価への影響に触れ、「国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大なもの」

執行猶予とする理由づけ等

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- 排除措置命令書において、参考見積価格に係る行為が認定され、主文において当該行為が禁止されているが、刑事判決では言及がない。なぜだろうか。
- 1つの見方であるが、刑事事件はとにかく、ある1つの行為が罪といえればよく、事業者らの違法な行為を全部追及する必要はないので、公取委は受注調整行為に絞って告発した可能性がある。他方、排除措置命令の場合、問題のある行為を公取委が把握したならば、指摘し、排除措置を命ずべきだということになるだろう。
- 参考見積価格の情報交換は非常にリスクの高い行為だと思った。もし、事業者が参考見積価格に係る情報交換だけを行い、受注調整を行わなかった場合には、当該情報交換が違反行為として排除措置が命じられるのではないだろうか。
- 発注者が定める予定価格は落札価格とは異なり、参考見積価格の情報交換が直接落札価格に影響したかどうか判然としない。ただ、リスクが高い行為だということは、おっしゃる通りであろう。
- 平成28年入札医薬品と平成30年入札医薬品のそれぞれについて、違反が認定されているところ、事業者によっては、平成28年入札は調査開始日前の申請として、平成30年入札は調査開始日後の申請として算定されているようだ。
企業自身の社内調査が進まず、違反行為の一部分しか申請できない場合はありそうだが、減免申請の一部が事前、一部が事後になってしまったのはなぜか、興味深い。
- メディセオは課徴金が免除されている等から、両入札ともに申請順が1位であったと分かる。平成28年入札については、スズケンが50%減額を受けていること、アルフレッサの課徴金納付命令書によると、調査開始日前4番目の申請者とあることから、4社全てが事前の減免申請をしたと考えられる。
一方、平成30年入札は、50%減額を受けた事業者がいなかったため、メディセオ以外の3社は事後の申請者であると考えられる。
- 平成31年の立入検査時の新聞をみると、公取委が、平成30年入札医薬品に係る疑いで調査に入ったと報道されている。推測だが、もしかすると、公取委は平成30年入札についてまず調査を開始し、その後、残り3社が社内調査等を行って、平成28年入札について事前の申請を行うことができたのかもしれない。事業者は立入検査を受けても、

あきらめず社内調査を徹底をして周辺の行為を減免申請すれば、よい順位がとれる場合があると思う。

● 政策論だが、同じ行為について刑事罰と行政処分の両方で対応することに、違和感がある。特に、自然人は、組織の中で逃れられずカルテルをしてしまうという面があるのに、犯罪者にされてしまうことは、厳しすぎるのではないか。EUのように、行政事件・課徴金中心にするのが望ましい。

○ 日本において、刑事と行政の二度制裁があることは、様々に議論されてきた。事業者にとって辛いのはおっしゃる通りだが、公取委にとっても、課徴金の算定率を上げようとする「刑事罰もあるのに厳しすぎる」と言われてしまうという問題がある。思い切って刑事罰を廃止して、課徴金を柔軟にかけられるようにするという選択もあるが、簡単な改正ではないだろう。刑事罰は感銘力がある点で意義があり、簡単に廃止してよいのかという議論もある。

以上